○**財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第一号**

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉川**　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成

特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令（平成十三年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式一から様式四までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○**財務省、厚生労働省、経済産業省、令第二号**

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、小売業に属する事業を行う容器包装多量利用事業者の定期の報告に関する事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉川**　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成

小売業に属する事業を行う容器包装多量利用事業者の定期の報告に関する事項を定める省令の一部を改正する省令

小売業に属する事業を行う容器包装多量利用事業者の定期の報告に関する事項を定める省令（平成十八年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○**財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号**

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、資源の有効な利用の促進に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉川**　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭

資源の有効な利用の促進に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令

資源の有効な利用の促進に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十三年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○**財務省、厚生労働省、経済産業省、環境省、令第二号**

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第一項及び第三項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令

令和元年七月一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉川**　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第一項及び第三項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

次に掲げる省令の一部を改正する省令

一　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省、厚生省、通商産業省、運輸省令第三号）

二　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第一項及び第三項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十三年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第三号）

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○**財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、令第二号**

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉川**　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　原田　義昭